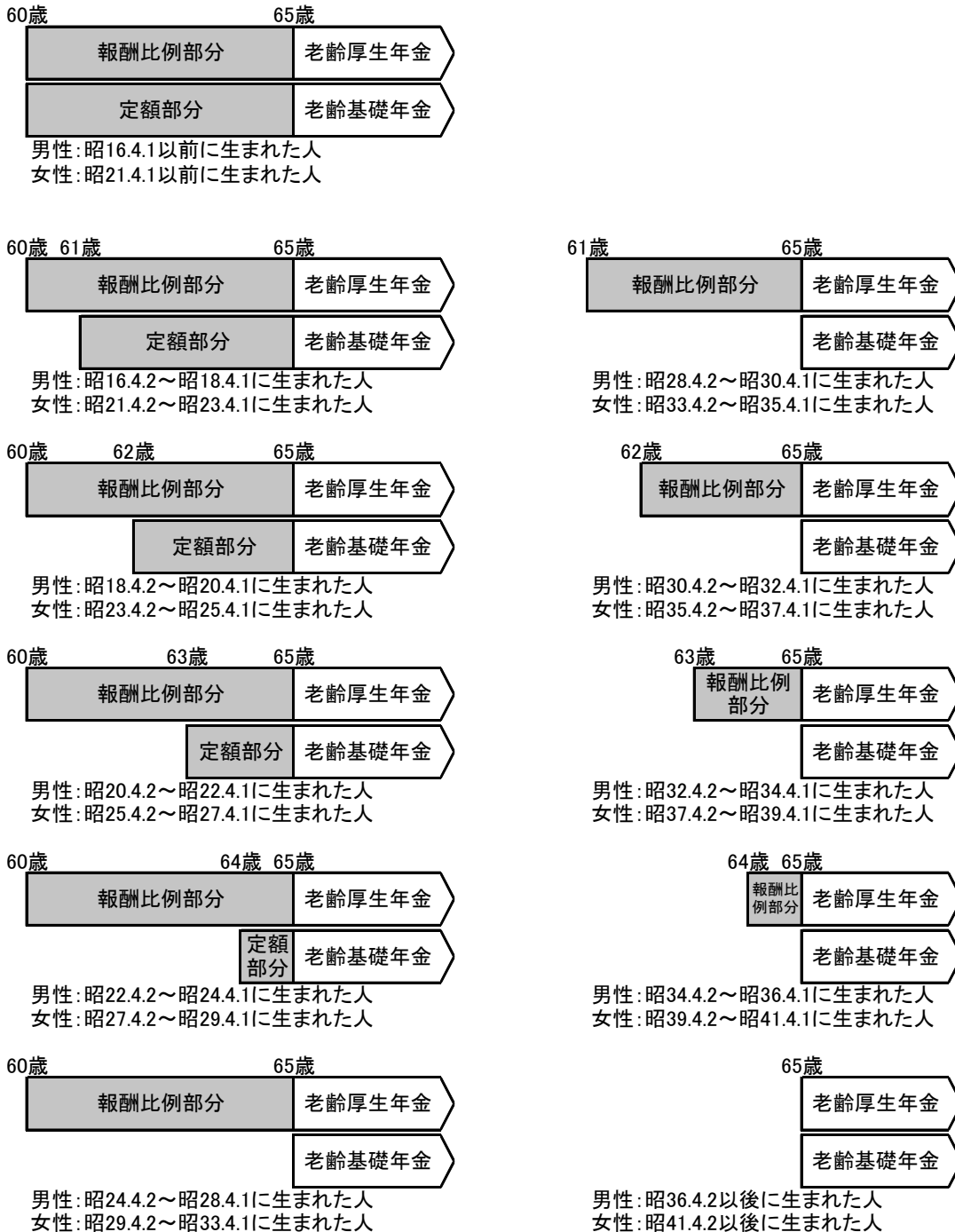




図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

〔網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金〕



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。

注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

○定額部分の支給開始年齢の引上げ

| 定額部分の<br>支給開始年齢 | 厚生年金(男性)、<br>共済年金(男性、女性) | 厚生年金(女性) |
|-----------------|--------------------------|----------|
| 61歳             | 平成13年度                   | 平成18年度   |
| 62歳             | 平成16年度                   | 平成21年度   |
| 63歳             | 平成19年度                   | 平成24年度   |
| 64歳             | 平成22年度                   | 平成27年度   |
| 65歳             | 平成25年度                   | 平成30年度   |

○報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

| 報酬比例部分の<br>支給開始年齢 | 厚生年金(男性)、<br>共済年金(男性、女性) | 厚生年金(女性) |
|-------------------|--------------------------|----------|
| 61歳               | 平成25年度                   | 平成30年度   |
| 62歳               | 平成28年度                   | 平成33年度   |
| 63歳               | 平成31年度                   | 平成36年度   |
| 64歳               | 平成34年度                   | 平成39年度   |
| 65歳               | 平成37年度                   | 平成42年度   |

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]

補足

## 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

### 1 いわゆる3分の1国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/3<sup>※3</sup> [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号]
- 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/3<sup>※3</sup> [厚生年金保険法第80条第1号，第94条の2第1項]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）
- ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることからここからは除かれる。[第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16年年金制度改正により、平成21年度までに基礎年金への国庫負担割合が3分の1から2分の1に上げられることとされている。

### 2 3分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第85条第1項第2号]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/4 [第85条第1項第2号]（平成14年4月1日より）
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の40/100 [第85条第1項第3号]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（40/100） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

(旧法国民年金)

- 旧国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]
  - (注) 国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]

# 参考資料

## 平成 17 年度財政狀況報告（制度所管省報告内容）

### 目 次

- 厚生年金保険 .....
- 国家公務員共済組合 .....
- 地方公務員共済組合 .....
- 私立学校教職員共済制度 .....
- 国民年金（基礎年金） .....